

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 推 進 方 針

令和7年7月

総合政策部企画課

目 次

1	龍ヶ崎市まちづくり基本条例推進方針策定の趣旨	-----	2
2	条例に基づく取組状況の確認及び結果		
(1)	確認方法	-----	2
(2)	確認結果	-----	2
3	今後の条例推進のための取組方針	-----	2
4	資料		
	龍ヶ崎市まちづくり基本条例条項一覧	-----	3
	龍ヶ崎市まちづくり基本条例取組状況等確認シート	-----	8

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例推進方針策定の趣旨

「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」は、龍ヶ崎市を暮らしやすい、より良いまちにするために、市民の主体的なまちづくりへの取組を応援し、市民、議会、執行機関が連携、協力したまちづくりを推進するための規範（最も基本となるルール）を定めるもので、平成26年12月25日に公布され、平成27年9月1日から施行されました。

本市においては、条例の制定以後、市政運営に関して、条例に規定された理念に基づき、市民の方々の参画や協働を積極的に進めてまいりました。

条例第36条では、「社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じ、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行う」と規定しています。これは、この条例がそれぞれの時代に応じた市民の想いに対してふさわしいものとなっているかをその都度見つめ直す機会を担保したものです。

現在、条例の施行から9年が経過し、前回の確認から5年が経過したことから、改めて条例に基づく様々な取組状況について、現状や課題を整理し、今後の方向性を確認することとしました。また、それらの確認結果を基に、条例の制定理念と市政運営の整合を図り、今後の条例を適切に推進していくことを目的として、本方針を策定しようとするものです。

2 条例に基づく取組状況等の確認及び結果

(1) 確認方法

条例の各条単位で、当該条文に関連する「現状及び主な取組」や「課題」、「今後の方向性」について、各取組の所管課等への調査をベースに確認を行いました。また、それらの確認結果に基づき、「条文修正の必要性」について、市としての現状での判断を記載しました【龍ヶ崎市まちづくり基本条例取組状況等確認シート（8ページから）参照】。

ただし、条文によっては、理念や趣旨、用語の定義、権利や責務等のみを規定したものもあることから、当該条文については、具体的な確認を行っていません【龍ヶ崎市まちづくり基本条例条項一覧（3ページから）参照】。

(2) 確認結果

条例の施行からこれまでの間、様々な取組を行ってまいりましたが、条例施行後9年が経過した現段階では、条例の理念と市政運営における大きな離れはなく、条例の理念に沿った取組がなされていると考えます。

また、本市を取り巻く社会経済情勢等を考慮しても、条文修正の必要性があるとした結果は無いことから、現段階で市として条例の改正等の必要性は無いものとします。

3 今後の条例推進のための取組方針

今回の取組状況等の確認では、全体として条例の修正や見直しを行う必要性は無いものとされましたが、市民、議会、執行機関それぞれが役割を認識し、使命を果たし続けていくことが大切であり、執行機関として、条例の理念や趣旨を踏まえ、日々の業務を行っていくことが求められます。

このため、今後も、この条例に規定されている「まちづくりの担い手」全てが、条例の理念や趣旨を当然のこととして理解し、実践できるような「市民が誇れる魅力あるまちづくり」を目指していきます。

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 条項一覧

条 文		取組状況等の確認
前文	私たちのまち龍ヶ崎は、都心への通勤・通学圏にあるとともに、白鳥の憩いの場となっている牛久沼や小貝川などの水環境、緑豊かな田園風景、台地に広がる森林など、私たちに安らぎと潤いを与える水と緑に恵まれた豊かな自然を有しています。 その自然環境の中で育まれた歴史と文化は、関東以北で最古の多宝塔に代表される歴史的遺産や関東三奇祭の一つとも呼ばれ、まちの人々に支えられ、400年の時を刻んできた撞舞などの郷土芸能を創出してきました。 私たちは、先人たちが英知とたゆまぬ努力により守り続けてきた自然と培われてきた伝統文化を受け継ぎながら、愛着を持って、いつまでも住み続けたいまち、住み続けられるまちを創造し、未来を担う次世代へ責任を持って引き継いでいかなければなりません。 そのためには、私たち一人ひとりがまちづくりの担い手であることを認識し、市政及び地域の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、人と人とのつながりと地域のきずなを大切に、様々な価値観を互いに認め合い、信頼関係を高めながら、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。 ここに私たちは、まちづくりを行うための基本理念を明らかにし、龍ヶ崎市民であることを誇りに思える魅力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定します。	※ 条例の制定理念を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
第1章 総則	(目的) 第1条 この条例は、龍ヶ崎市（以下「市」という。）におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割、責務等及び市政運営の基本的事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とする。	※ 条例の制定目的を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
	(条例の位置付け) 第2条 この条例は、市におけるまちづくりを進めるための規範であり、市民、議会及び執行機関は、協働によるまちづくりを推進するに当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重するものとする。	※ 条例の基本的考え方を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 次に掲げるものをいう。 ア 市内に住所を有する個人（以下「住民」という。） イ 市内に通勤し、又は通学する個人 ウ 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体 エ 市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体 (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 協働 市民、議会及び執行機関がそれぞれの役割及び責任の下に、互いの自主性を尊重しつつ、対等な立場で補い合い、連携及び協力を図り、行動することをいう。 (4) まちづくり 市民が幸せに暮らせるより良いまちを創るための取組及び活動をいう。 (5) 地域コミュニティ 一定の地域を基盤とした住民の組織又は住民同士のつながりであり、住民相互の信頼及び連帯により、当該地域に関わる様々な活動を自主的及び自立的に行う組織及び集団をいう。	※ 条例における用語の定義を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。

第2章 まちづくりの基本理念	第4条 市民、議会及び執行機関は、市民福祉の向上を図るため、それぞれの役割と責務を果たし、協働によるまちづくりを推進するものとする。 2 前項の協働によるまちづくりは、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。 (1) 市政に関する情報を相互に共有すること。 (2) 市民の参加を基本に市政運営が行われること。 (3) お互いに理解を深め、信頼関係を構築すること。	※ 条例の制定趣旨に基づき、市のまちづくりの基本理念を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
第3章 まちづくりの担い手	(市民の権利) 第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。 2 市民は、市政の情報を知る権利を有する。	※ 市民の権利を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
	(市民の役割と責務) 第6条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らができることを考え、自主的にまちづくりへの参加に努めるものとする。 2 市民は、互いに認め合い尊重し、協力してまちづくりを進めるものとする。 3 市民は、まちづくりを進めるに当たって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。 4 市民は、まちづくりに参加するに当たり、公共性を重んじ、次世代及び市の未来に配慮するものとする。	※ 市民の役割と責務を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
	(こどものまちづくりへの参加) 第7条 市民、議会及び執行機関は、将来のまちづくりの担い手であるこどもを社会の一員として尊重し、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できる環境整備に努めるものとする。	【確認シートP8】 こどものまちづくりへの参画の推進
	(地域コミュニティの役割) 第8条 地域コミュニティは、地域に関わる多様な主体と連携及び協力を図り、地域の特性をいかした様々な活動を通じて、安心で安全な住みよい地域社会づくりに努めるものとする。	※ 地域コミュニティの役割を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
	(地域コミュニティ活動の推進) 第9条 市民は、地域コミュニティを守り育てるとともに、その活動に対する理解を深め、自主的に参加し、協力するよう努めるものとする。	※ 市民の地域コミュニティへの参加及び協力を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
	(地域コミュニティへの支援) 第10条 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。	【確認シートP9】 地域コミュニティ活動の促進のための必要な支援の実施
	(議会の役割と責務) 第11条 議会は、市の意思決定機関として、政策形成機能の充実を図るとともに、執行機関の行財政運営、事務処理及び事業の実施が適正かつ効率的に行われているか監視する機関として、その役割を果たし、市民の意思が市政に反映されるよう努めるものとする。 2 議会は、議会に対する市民の関心を高めるよう、開かれた議会運営に努めるものとする。	【確認シートP10】 適正かつ市民に「開かれた」議会の運営
	(議員の役割と責務) 第12条 議員は、住民の代表者として、住民の意見を積極的に把握し、市政に反映させるよう努めるものとする。	※ 議員の個人活動を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
	(市長の役割と責務) 第13条 市長は、市の代表者として、市民福祉の向上のため、市民の負託に応え、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。	【確認シートP11】 市長の公正かつ誠実な市政運営並びに市民への情

	2 市長は、市政運営に当たっては、自らの考えを市民に明らかにするとともに、市民の意見を十分に反映させるものとする。	報発信及び市民の意見聴取の積極的な推進
	（執行機関の役割と責務） 第14条 執行機関は、所掌事務を自らの判断及び責任において、これを公正かつ誠実に処理しなければならない。 2 執行機関は、市長の総合的な調整の下、相互の連携及び協力を図りながら、市民の参加及び協働を基本とした市政運営を推進しなければならない。	【確認シートP12】 執行機関の公正かつ誠実な事務処理並びに市民の参加及び協働を基本とした市政運営の推進
	（職員の役割と責務） 第15条 市の職員（以下「職員」という。）は、市民福祉の向上のため、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、市を取り巻く環境に的確に対応するため、積極的に知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。	【確認シートP13】 職員の公正かつ誠実な職務遂行並びに積極的な知識習得及び能力向上の推進
第4章 情報共有	（情報共有） 第16条 議会及び執行機関は、それぞれの保有する情報が市民との共有財産であることを認識し、市民の知る権利を保障し、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより、情報の共有に努めなければならない。	【確認シートP14】 保有する情報の積極的な提供と情報公開の推進
	（個人情報の保護） 第17条 議会及び執行機関は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。	【確認シートP15】 保有する個人情報の適切な管理及び運用
第5章 参加	（参加の促進） 第18条 執行機関は、市民が自主的及び主体的にまちづくりに参加できるよう多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。	【確認シートP16】 市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備
	（参加の方法） 第19条 執行機関は、政策の形成過程、実施及び評価の各段階において、市民が市政に参加することができるよう努めるとともに、説明会、懇談会等の開催、附属機関の委員募集、パブリックコメント等による意見聴取等を目的に応じた適切な方法により行うものとする。	【確認シートP17】 市民の市政への参加を推進するための積極的な取組の推進
	（意見への対応） 第20条 執行機関は、市民の参加によって市民から提出された意見について、当該意見に対する市の考え方及び市政への反映状況について、市民に分かりやすく公表しなければならない。	【確認シートP18】 市民の参加によって得られた意見への市政への反映及び適切な公表
	（附属機関への参加） 第21条 執行機関は、市民の意見を市政に反映させるため、審査会、審議会、調査会その他の附属機関の構成員には、原則として、公募の市民を加えるものとする。	【確認シートP19】 市民の意見をより多く市政に反映させるための附属機関への市民の参加
	（住民投票） 第22条 市長は、市政の重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定める。 3 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。	【確認シートP20】 住民投票の結果の尊重
	（最上位の計画に基づく市政運営） 第23条 市長は、議会の議決を経て、市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画（以下「最上位の計画」という。）を財政見通しを踏まえた上で定めるものとし、最上位の計画に基づくまちづくりを推進するものとする。 2 市長は、最上位の計画について、進捗状況の管理を行うとともに、当該進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。	【確認シートP21】 最上位計画に基づく市政運営及び市民への公表の推進
第6章 市政運営		

（行政改革） 第24条 市長は、効率的な市政運営を図るため、行政改革に関する計画を定め、行政改革を推進しなければならない。 2 市長は、行政改革に関する計画について、進捗状況の管理を行うとともに、当該進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。	【確認シートP22】 行政改革に関する計画の策定及び推進並びに市民への公表の推進
（財政運営） 第25条 市長は、柔軟で持続可能な財政構造を構築するため、財政運営の基本方針を定め、健全な財政運営を推進しなければならない。 2 市長は、最上位の計画を踏まえて予算を編成し、執行しなければならない。 3 市長は、財政状況について、市民と情報を共有し、分かりやすく公表することにより、その説明責任の向上に努めなければならない。	【確認シートP23】 持続可能で健全な財政運営の推進及び市民への公表の推進
（行政評価） 第26条 執行機関は、効果的かつ効率的な市政運営の実現を図るため、行政評価を実施し、評価結果を施策等に適切に反映させるよう努めるとともに、その内容を市民に分かりやすく公表しなければならない。	【確認シートP24】 効果的かつ効率的な市政運営のための行政評価の推進及び市民への公表の推進
（行政手続） 第27条 執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に資するため、執行機関が行う処分及び行政指導並びに執行機関に対する届出に関する手続に関し共通する事項を定めなければならない。	【確認シートP25】 適切な行政手続による事務執行
（説明責任） 第28条 執行機関は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。	【確認シートP26】 政策立案から実施、評価に至るまでの過程の市民への公表の推進
（政策法務） 第29条 執行機関は、市民のニーズ及び行政課題に対応した主体的な政策を推進するため、法令の解釈及び運用を自主的かつ適正に行うとともに、必要な条例等の整備を行うものとする。	【確認シートP27】 市民ニーズ、行政課題等への対応のための主体的な法令運用の推進
（危機管理） 第30条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、危機管理体制を整備しなければならない。 2 市長は、市民及び関係機関との連携及び協力を図り、災害等に備えなければならない。 3 市民は、平常時から自己の安全確保に努めるとともに、地域の安全の確保のため相互に協力して災害等に備えるものとする。	【確認シートP28】 危機管理体制の整備並びに地域との連携協力による「自助」「共助」の取組の推進
（法令遵守及び公益通報） 第31条 執行機関は、職員の職務の遂行に係る法令等の遵守及び倫理の徹底を図り、公正な職務の遂行を確保しなければならない。 2 執行機関は、違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員等の公益通報に関する事項を定めなければならない。	【確認シートP29】 職員の法令遵守意識の醸成及び公益通報制度の実施
（組織体制） 第32条 執行機関は、効率的かつ機能的で、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応し、かつ、相互の連携が保たれるよう、内部組織を編成するものとする。	【確認シートP30】 効率的かつ機能的で相互に連携が保つことができる内部組織の編成
（要望等への対応） 第33条 執行機関は、市民の市政に対する要望、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の信頼を確保するとともに、市民の権利及び利益の保護に努めなければならない。	【確認シートP31】 市政に対する要望等への適切な対応

第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力	（国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力） 第34条 執行機関は、共通する課題を解決し、市民により良い公共サービスを提供するため、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。	【確認シートP32】 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力の推進
	（国際社会における連携及び協力） 第35条 執行機関は、平和、人権、文化、教育、環境等の幅広い分野において、国際社会における連携及び協力を努めなければならない。	【確認シートP33】 国際社会との連携及び協力の推進
第8章 条例の検討及び見直し	第36条 議会及び執行機関は、社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じ、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。	【確認シートP34】 まちづくり基本条例の検討及び見直しの実施

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第7条（こどものまちづくりへの参加）
概 要	こどものまちづくりへの参画の推進

2 現状及び主な取組

小中学校では、「龍の子人づくり学習」のカリキュラムに沿って、社会科や総合的な学習の時間等において、地域の人々や企業等とも連携しながら、職業体験、地域貢献活動、出前授業などを実施している。

これらの取組を通じて、小中学生が身近な地域やまちについて知り、交流・体験活動を行うことなどにより、まちづくりへの興味・関心を高めるとともに、参画への手法を学んでいる。

また、高校生に対しては、出前授業や市職員等との意見交換の実施などを通じた総合的な探究の時間への支援を行うとともに、地域課題解決につながる取組への補助制度の創設により、実践的なまちづくりへの参画につなげている。

さらに、流通経済大学においては、龍・流協定に基づく連携の中で、地域課題を題材としたゼミでの研究やコミュニティセンター等への学生派遣を実施している。

直近では、令和6年の「龍・流協定締結20周年」に合わせ、龍・流連携事業の認知度向上等を目的とした「龍・流連携ロゴマーク」の制作を流通経済大学生とともに行うなど、学生がまちづくりについて考え、関わる機会を提供している。

このほか、議会の取組として、議会報告会の開催チラシを積極的に各学校に配布し、子どもたちが議会を通じてまちづくりに興味・関心を持つきっかけを提供することにより、毎年、数名ではあるが児童生徒及び学生の参加が見られ、議員との意見交換が実現している。



3 課 題

子どもたちがまちづくりに主体的に参画したくなる仕組みの導入や、子どもたちからの意見等をどのように取り扱い、フィードバックしていくかが課題である。

4 今後の方向性

令和5年4月に子ども基本法が施行され、こどもの意見表明機会の確保が求められているところであり、実施している取組を継続していくとともに、各学校との連携・協力を強化し、幅広い年代の子どもたちがまちづくりに興味・関心を持ち、参画しやすい環境の整備に取り組んでいく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)	必要なし
----------------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 10 条（地域コミュニティへの支援）
概 要	地域コミュニティ活動の促進のための必要な支援の実施

2 現状及び主な取組

各地域におけるコミュニティ活動の促進を目的に、地域コミュニティ協議会ごとに、所管課の担当職員に加えて地域担当職員 5 名を配置し、人的な支援を行うとともに、補助金（基礎額 1,000 千円と 500 円に戸数を乗じた金額の合算）を交付し、財政的な支援を行っている。

また、各組織の円滑な活動のため、コミュニティセンター職員が運営の一部を担っている。

3 課 題

組織ごとに地域担当職員が求められる役割は大きく異なっているが、組織によってはその役割が多く、職員に大きな負担が生じてしまっている状況が散見され、組織の自立と支援のバランスが課題である。

また、こうした状況もあり、地域担当職員のなり手が不足している中で、任期を短縮したことにより、毎年度、約半数の職員に入替えが生じ、後任の選出に苦慮している。

4 今後の方向性

地域コミュニティ協議会の自主的な運営等につなげていくため、地域担当職員制度のあり方の見直しを行うとともに、各地域におけるコミュニティ活動促進のため、持続可能な形で人的・財政的な支援を行っていく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）	必要なし
------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 11 条（議会の役割と責務）
概 要	適正かつ市民に「開かれた」議会の運営

2 現状及び主な取組

◆議会改革推進協議会の設置

市民に身近で開かれた議会を実現するとともに、議会本来の機能を強化し、効率的な議会運営を推進するため、令和 5 年 6 月に議会改革推進協議会を設置し、調査・協議を重ねている。

◆議会報告会の開催方法の検討

議会報告会は、主に議会施設などで開催してきたが、開催場所をより市民に身近な各コミュニティセンターに変更し、令和 5 年度には 2 か所、令和 6 年度には 4 か所のコミュニティセンターで開催している。

◆議会だよりによる情報発信の強化

広報委員会を中心に、情報量や見やすさに配慮しながら掲載内容を検討しており、ページ数を 12 ページから 16 ページに増やすなど、工夫しながら情報発信の強化に努めている。

◆常任委員会等の動画配信（ライブ、録画）

本会議の動画配信に加え、常任委員会や予算審査・決算特別委員会において動画配信を行っている。

◆市議会ホームページ上での議案書等の公開

議案書の貸出しに加え、市議会ホームページでの公開を行っている。

3 課 題

議会の傍聴者や議会報告会の参加者が、特定の市民に限られる傾向があり、多様な市民の市政への関心を高めていくことが課題である。

4 今後の方向性

これまでの取組を更に深化させるとともに、若者世代をはじめ多様な層へのアプローチや ICT を活用した議会運営の充実などについて検討し、取り組んでいく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）

必要なし

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 13 条（市長の役割と責務）
概 要	市長の公正かつ誠実な市政運営並びに市民への情報発信及び市民の意見聴取の積極的な推進

2 現状及び主な取組

市民との意見交換や情報発信に力を入れて取り組んでおり、令和4年度には、最上位計画の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、全13のコミュニティセンターに出向き、意見交換を行った。

また、同年度から新たに「地域の市長室」を開始し、これまでより親しみやすく、参加者が意見を言いやすい環境となるよう、市長が自ら市政の状況についてプレゼンテーションを行い、対話を行う形式で実施することにより、地域の身近な話題や困りごとなど、多様な意見が出る機会の創出につなげ、これまでに、開催申込みのあった全13の地域コミュニティ協議会を対象に実施している。

また、政策等に関し、市民と目線を合わせて自分の思いを発信する場として、令和5年度から「市長コラム」を開始し、年4回程度不定期に「りゅうほー」に掲載している。

さらに、各種計画策定の際や事業の構築に当たり、多様な主体から意見を聴取するため、市政モニター制度を廃止し、LINE などを通じた適時のアンケート調査や懇談会等を実施していくことにより、幅広い意見聴取につなげている。

〔地域の市長室で参加者から意見のあった主なテーマ〕

福祉／小学校統合後の利用／空き家対策／避難所／地域づくり／地域コミュニティ活動の活性化／防災／ごみ／下水道の整備／住民の高齢化に対する行政の対応／交通問題／施設整備／コミュニティバスの今後の方向性／災害時における地域支援等 など

3 課 題

地域の市長室の参加者の多くが高齢者であり、アンケート調査においても回答者の年代に偏りが見られることから、若者世代をはじめ多様な層にアプローチできるよう、情報発信や意見聴取の方法を工夫していくことが課題である。

4 今後の方向性

市民の市政への参加促進を図るため、地域の市長室をはじめ、市長が直接市民と語らう場の創出に継続して取り組んでいくとともに、オンラインを活用して気軽に意見表明できる機会を設けるなど、特に課題である若者世代やミドル世代を中心に、幅広い世代から意見聴取する機会を創出していく。

なお、開催に当たっては、市民アンケートなどにより意向調査を行い、対象のニーズに合ったテーマを選択していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)	必要なし
----------------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 14 条（執行機関の役割と責務）
概 要	執行機関の公正かつ誠実な事務処理並びに市民の参加及び協働を基本とした市政運営の推進

2 現状及び主な取組

行政組織規則や事務決裁規程等の内規のほか、事務手続きに関する各種事務マニュアル等を整備することにより、執行機関の職務や権限、責任等の範囲を明確化し、公正かつ誠実な事務処理につなげている。

また、市民の参加及び協働を基本とした市政運営の推進例として、次のような市民協働の取組を行っている。

◆公共施設里親制度（アダプト・プログラム）

市民と市が協働して継続的に美しいまちづくりを進めるため、地域住民が身近な公園等の公共施設の里親として、除草やごみの収集、花壇の整備、施設の破損等の情報提供などを行っており、市では、活動に必要なゴミ袋の支給や要望に応じた枝葉等の収集・処分、公用車の貸出し等でサポートしている。

また、協働によるまちづくりの推進と市民活動の促進を図るため、学識経験者や公募の市民等5名で構成する市民協働推進委員会を設置し、「まちづくり・ポイント制度」等について協議を行っている。

◆空家バンク制度

公益財団法人茨城県宅地建物協会と連携し、空家・空地等の所有者と利用希望者のマッチングを行っており、各種媒体による周知や空家バンク活用促進事業補助金制度の運用により、活用促進を図っている。

◆SDGs パートナリシップ制度

SDGs の理念に基づき、持続可能な地域・社会づくりに取り組む企業等をパートナーとして登録し、市が橋渡し役となることで、民間資金やアイデアを活用した多様な連携事業が生まれている。

3 課 題

公共施設里親制度では、団体の構成員が高齢化しており、活動の維持が難しくなっているほか、団体からボランティア保険の手続き方法や内容等の見直しが求められている。

また、空家バンク制度では、少子高齢化などを背景に全国的に空家件数が増加傾向であり、公益財団法人茨城県宅地建物協会との連携を強化し、制度を活用した利活用の促進が必要である。

さらに、SDGs パートナリシップ制度では、市民団体等の登録が伸び悩んでおり、登録の促進が課題である。

4 今後の方向性

適宜、内規等の見直しを行いながら、執行機関としての役割と責務を果たしていくとともに、執行機関同士の連携・協力を図り、市民参加及び協働を基本とした市政運営を推進していく。

なお、上記課題で掲げた市民協働の取組については、課題解決に向けた取組を進めていく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）	必要なし
------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 15 条（職員の役割と責務）
概 要	職員の公正かつ誠実な職務遂行並びに積極的な知識習得及び能力向上の推進

2 現状及び主な取組

◆人事評価制度の適正な運用

平成 18 年 4 月から管理職を対象に試行的に導入し、翌年度から全職員を対象としており、令和 5 年度からは、部下から上司への評価を行う「多面的評価」も試行的に導入している。

また、平成 23 年度から勤勉手当の処遇に反映しており、その後、平成 28 年 4 月 1 日施行の地方公務員法の改正により、人事評価を人事管理（任用、給与、分限その他）の基礎として活用するとされたことから、勤勉手当に加えて昇給への処遇にも反映し、令和 7 年 4 月から会計年度任用職員の勤勉手当にも反映している。

◆職員研修

社会環境が大きく変化する中、高度化かつ複雑多様化する行政事務に対応できる人材を育成するため、職場外研修体系を階層別研修、専門研修、実務研修、特別研修に区分し、知識習得及び能力向上に努めている。

[階層別研修]基本的知識、技能向上及び態度変容を図り、系統的に行う研修（新任職員研修・管理者研修等）

[専 門 研 修]各職場における専門分野での知識・技能等を高める研修

[実 務 研 修]日常の事務処理上特に必要とされる事項について、直接担当課等の講師より実践的な内容で講義を受けることにより、的確かつ効率的な実務能力を養う研修

[特 別 研 修]日常業務遂行に当たり、幅広い知識や教養を身に付けるため、特に必要な科目を取り上げ、職員自身の知識高揚を図り、職務の推進を図る研修

3 課 題

高度化する行政事務や多様化する市民ニーズ等に的確に対応していくため、職員一人ひとりの能力を的確に評価し、モチベーションの向上や育成につなげていくことが必要となっており、人事評価制度の重要性が一層増していることから、公平・公正な制度運用を図るため、評価者のスキル向上が求められている。

また、職員研修を通じて、多様化・複雑化する業務に対応できる人材を育成していくとともに、事務負担の軽減など、働き方改革も求められている。

4 今後の方向性

人事評価制度の研修を通じて、評価者のスキル向上を図っていくとともに、令和 7 年度末までに中長期的な視点を踏まえた人材育成基本計画の改定を行い、社会環境の変化に的確に対応できる人材の育成を進めて行く。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）

必要なし

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 16 条（情報共有）
概 要	保有する情報の積極的な提供と情報公開の推進

2 現状及び主な取組

「龍ヶ崎市情報公開条例」の規定に基づき、市民参加による開かれた市政を実現するため、適切な情報公開制度の運用を行っている。

また、平成 25 年 2 月 1 日から「龍ヶ崎市行政情報の公表等の推進に関する指針」に基づき、附属機関以外の会議資料等の閲覧や市公式ホームページへの掲載等、積極的な公表に努めているほか、市が保有する様々なデータについて、「統計りゅうがさき」や「事業実績データ集」等に整理してまとめ、同様に市公式ホームページ等で分かりやすく発信している。

〔「龍ヶ崎市情報公開条例」第 18 条の規定に基づく運用状況の公表〕

毎年 1 回、情報公開制度の運用状況を公表している。

<令和 4 年度>（請求）20 件：うち（公開）5 件、（部分公開）14 件、（非公開）1 件

（申出）8 件：うち（公開）1 件、（部分公開）6 件、（非公開）1 件

<令和 5 年度>（請求）11 件：うち（公開）1 件、（部分公開）10 件、（非公開）0 件

（申出）12 件：うち（公開）1 件、（部分公開）11 件、（非公開）0 件

<令和 6 年度>（請求）14 件：うち（公開）2 件、（部分公開）10 件、（非公開）1 件、（取り下げ）1 件

（申出）7 件：うち（公開）3 件、（部分公開）4 件、（非公開）0 件

3 課 題

行政機関の保有する情報の公開に関する法律と情報公開条例の非開示情報の規定を比較すると、運用や解釈は変わらないものの、表現に差が生じており、整合が図れていないことが課題である。

4 今後の方向性

市民に向けてより分かりやすい制度運用とするため、今後も規定内容等の整理を行い、行政運営の透明性の確保や情報の共有に努めていく。

また、市が保有する様々なデータについて、市民がまちづくりを考える上で参考として活用できるよう工夫しながら、分かりやすい情報共有を行っていく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）

必要なし

龍ケ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ケ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 17 条（個人情報の保護）
概 要	保有する個人情報の適切な管理及び運用

2 現状及び主な取組

令和 4 年度までは、「龍ケ崎市個人情報保護条例」の規定に基づき、個人情報保護制度の運用を図ってきたが、「個人情報の保護に関する法律」が改正（令和 5 年 4 月施行）され、これまで国や地方公共団体、民間事業者ごとに、別々の法令等により運用されてきた個人情報の取扱いが一元化されることとなった。これを受け、本市においても、「龍ケ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定して必要な事項を定め、引き続き、個人情報及び特定個人情報の適切な取扱いを確保し、市民の権利利益を保護するため、適切な個人情報保護制度の運用を行っている。

また、市議会については、「個人情報の保護に関する法律」の改正により、法律の適用対象から除外されたことから、「龍ケ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」との整合を図った上で、「龍ケ崎市議会の個人情報の保護に関する条例」を新たに制定し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護している。

〔「龍ケ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」第 10 条の規定に基づく運用状況の公表〕

毎年 1 回、個人情報保護制度の運用状況を公表している。

＜令和 4 年度＞（請求）4 件：うち（開示）2 件、（部分開示）1 件、（非開示）1 件、（取り下げ）0 件

＜令和 5 年度＞（請求）11 件：うち（開示）2 件、（部分開示）7 件、（非開示）0 件、（取り下げ）2 件

＜令和 6 年度＞（請求）4 件：うち（開示）0 件、（部分開示）4 件、（非開示）0 件、（取り下げ）0 件

3 課 題

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度は全国的な共通ルール適用を受けることとなった。その中で、開示等請求については、任意代理人からの請求も認められており、今後は委任を受けた代理人からの請求も多くなることが想定されることから、本人確認と委任者の意思等の確認を厳格に実施した上で、制度趣旨に沿った対応が必要になってくる。

また、議会においては、デジタル化の推進に伴い、データ化された個人情報の管理への留意が必要である。

4 今後の方向性

国では、個人情報保護法のいわゆる 3 年ごとの見直しとして、制度的課題の見直しを随時実施しているところであり、本市においても、市民の権利利益を保護するため、こうした国の動向を注視しながら、適切な個人情報保護制度の運用を行っていく。

また、議会においては、特に、デジタル化に伴うデータ化された情報の管理に留意し、同様に適切な個人情報保護制度の運用を行っていく。

5 条文修正の必要性

必 要 あ り ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)	必 要 な し
---	---------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 18 条（参加の促進）
概 要	市民がまちづくりに参加できる多様な機会の提供と参加しやすい環境の整備

2 現状及び主な取組

◆市民活動サポート補助金（市民活動の活性化を支援する補助金制度）

新規又は設立 2 年以内の団体（会員 3 名以上）を対象に「スタートダッシュ支援」として、活動初期に 1 回のみ上限 10 万円を補助（R5・R6 各 2 件）し、設立 2 年以上の団体（会員 5 名以上）を対象に「ジャンプアップ支援」として、活動の拡充期の事業実施に同一事業で 2 回まで上限 30 万円を補助（R5:4 件、R6:2 件）している。

◆市民活動センターの運営（指定管理）

市民活動を行う団体や個人への支援を行う活動拠点として、施設の貸出しや団体の情報発信、意見交換の場を提供している。

◆まちづくりポイント制度

市民活動への参加を促進するものとして、市指定活動への参加・協力者に対して「まちづくり・ポイントシール」を配布しており、貯まったシールの枚数に応じて施設利用券等に交換している。

◆まちづくりクラウドファンディング応援事業

市内の産業振興に資する取組に関し、クラウドファンディングによる資金調達を行う際の WEB デザイン作成支援などの導入サポート及び上限 30 万円の応援金の交付（R5:4 件、R6:3 件）を行っている。

3 課 題

市民活動サポート補助金の申請件数が伸び悩んでおり、市民活動センターの運営についても、令和 5 年度の年間来館者数及び登録団体数の目標値に対して実績が下回る状況となっている。

また、まちづくりポイント制度では、ポイントシールを得られる機会が少ないことなど、制度の見直しが必要となっているほか、利便性を高めるため、新たにシステムを構築し、紙媒体のシールから電子媒体でのポイント配布への変更も検討課題である。

4 今後の方向性

市民活動サポート補助金については、制度の更なる周知による申請数の増加、市民活動センターについては、まちづくり・つなぐネットの業務を担うことで、更なる周知と利用団体の増加を目指していく。

また、まちづくりポイント制度については、既存制度の改良やデジタル化を踏まえた新制度の構築等を検討し、必要な改良等を進めていくなど、様々な取組を通じて、まちづくりへの参加者の増加につなげ、多様な主体によるまちづくりを実現していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）	必要なし
------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 19 条（参加の方法）
概 要	市民の市政への参加を推進するための積極的な取組の推進

2 現状及び主な取組

◆パブリックコメント

平成 17 年制定の龍ヶ崎市パブリックコメント手続要綱に基づき、市の基本的な計画、条例等の策定時にはパブリックコメントを実施し、広く意見を聴取するとともに、意見への市の考え方を公表している。

〔実施件数〕令和 4 年度（9 件）、令和 5 年度（5 件）、令和 6 年度（5 件）

◆市長への手紙

市長への手紙は、広聴制度の一つとして、市政に対する意見、要望、提案等を市民から広く受け付け、市政の参考とすることを目的に運用しており、投稿方法は、公共施設等に設置の専用様式（はがき）と市公式ホームページの投稿フォームを利用の二つを用意している。

〔受付件数〕令和 4 年度（144 件）、令和 5 年度（114 件）、令和 6 年度（108 件）

◆地域コミュニティと市長との意見交換会

タウンミーティングを母体として平成 25 年度から実施しており、令和 4 年度からは地域の市長室として開催し、令和 6 年度に掛けて全ての地域コミュニティ協議会と実施している。

〔実施件数〕令和 4 年度（2 件）、令和 5 年度（7 件）、令和 6 年度（4 件）

3 課 題

上記取組に加え、各種計画の策定段階におけるワークショップや懇談会、関係者ヒアリングの実施のほか、計画の評価等に関し、公募の市民を含む附属機関で審議するなど、様々な参加機会を提供しているが、参加者の年代に偏りが見られることから、若者世代をはじめ多様な層が参加できるよう、オンラインを活用した新たな取組など、参加方法の種類を増やしていく必要がある。

4 今後の方向性

これまでの取組を継続していくとともに、デジタル技術の進展により、全国の自治体で新たな取組が行われてきていることから、そのような先進事例を参考に市民が参加しやすい取組を検討し、実施していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加 ・ 改正 ・ 削除）

必要なし

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 20 条（意見への対応）
概 要	市民の参加によって得られた意見の市政への反映及び適切な公表

2 現状及び主な取組

市長への手紙、地域の市長室などで聴取した意見、アンケート調査の結果など、市民から寄せられた意見は、適宜、市公式ホームページなどにより公表するとともに、特に、計画や条例等の立案過程で実施しているパブリックコメントについては、寄せられた意見の反映等、市の考え方について広く公表している。

◆パブリックコメントの公表状況

市公式ホームページ及び広報紙に結果（意見提出人数・件数）を公表するとともに、その結果の詳細（市の考え方を含む。）について、出張所やコミュニティセンター等の主な公共施設で公表している。

〔実績〕 令和4年度（9件）、令和5年度（5件）、令和6年度（5件）

◆市長への手紙の公表状況

回答した案件については、公表に不適切なものを除き、市公式ホームページにおいて、「これまで寄せられた主なご意見とその回答」として公表している。

〔実績〕 令和4年度（144）件、令和5年度（114）件、令和6年度（108）件

◆地域コミュニティと市長との意見交換会の公表状況

中核的な地域コミュニティと市長との意見交換会については、開催日時とテーマについて、地域の市長室については、参加者の意見と市長の回答を顛末書にまとめ、市公式ホームページで公表している。

3 課 題

電話や窓口などを含め、様々な場面で寄せられる市民からの意見は、事業の企画立案や見直し、行政サービスの提供において参考としているが、その全てを公表することは難しく、また、公表する情報が過多になるとかえって必要な情報が市民に届きにくいという状況も生まれるため、情報をどのように取捨選択し、要点を整理して公表していくかが課題である。

4 今後の方向性

これまで同様、パブリックコメントや市長への手紙等の公表を継続し、寄せられた意見がどのように扱われ、市政に反映されたのか、必要な情報が分かりやすく伝わるよう工夫しながら、適切に公表していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（ 追 加 ・ 改 正 ・ 削 除 ）

必要なし

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 21 条（附属機関への参加）
概 要	市民の意見をより多く市政に反映させるための附属機関への市民の参加

2 現状及び主な取組

附属機関の設置に当たっては、原則として、構成員に公募の市民を含めて組織するとともに、「龍ヶ崎市附属機関等の取扱いに関する要綱」第 5 条第 1 項の規定に基づき、市民の市政への参加機会を拡充するため、公募による委員の選任を積極的に行うものとし、公募委員による選任数を当該附属機関の委員数の 20 パーセント以上となるよう努めている。

なお、公募に当たっては、庁内で調整を行い、募集時期の近い附属機関について取りまとめた上で、市公式ホームページや広報紙（りゅうほー）を通じて広く募集を行っている。

〔公募の市民を選任する附属機関等の委員及び公募の市民の人数（各年度末現在）〕

<令和 3 年度> 委員 計 383 人、公募の市民 計 82 人、公募の市民の割合 21.4%

<令和 4 年度> 委員 計 380 人、公募の市民 計 81 人、公募の市民の割合 21.3%

<令和 5 年度> 委員 計 378 人、公募の市民 計 81 人、公募の市民の割合 21.4%

3 課 題

公募の市民の割合は 20 パーセント以上となっているものの、年齢構成に偏りが見られ、若者世代の参加が課題である。

4 今後の方向性

より多くの市民に附属機関への参加を募るため、公募方法を検討するとともに、若者世代をはじめとした多様な主体の参加を促進するため、オンラインによる開催など、参加しやすい環境整備を行っていく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)

必要なし

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 22 条（住民投票）
概 要	住民投票の結果の尊重

2 現状及び主な取組

平成 27 年に、J R 佐貫駅駅名改称に係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求があったものの、同年 10 月 13 日の市議会臨時会において否決されており、「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」制定以後、本条項の規定に基づく住民投票は実施していない。

3 課 題

実施例がないことから、認識している課題はない。

4 今後の方向性

住民投票により住民の意思を直接確認する必要がある場合には、本条項の規定に基づき、その執行について適切に対応していく。

5 条文修正の必要性

必 要 あ り ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)

必 要 な し

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 23 条（最上位の計画に基づく市政運営）
概 要	最上位計画に基づく市政運営及び市民への公表の推進

2 現状及び主な取組

本市では、財政見通しを踏まえた上で、令和 4 年 12 月に、市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画として位置付けている「将来ビジョン」を含む「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」を策定している。

同計画は、令和 5 年 1 月から令和 13 年 3 月までのおおむね 8 年間を計画期間とする「将来ビジョン」と、基本的な施策の方向と体系、主要な事業やリーディングプロジェクトなどを示す計画として前期・後期に分けて策定する「基本計画」、基本計画に定めた施策の効果的な推進と年度ごとの取組の方針について、具体的な取組内容や事業費を示しつつ、3 年を計画期間として毎年度別冊で策定する「実施計画（アクションプラン）」の 3 層で構成されている。

同計画の進捗状況の評価については、年度終了後、「主要施策の成果報告書」及び「施策評価シート」の案を作成し、8 月までを目途に、市長を本部長とする「龍ヶ崎市行政経営推進本部」など、内部での 4 次評価を経て、外部組織である「龍ヶ崎市行政経営評価委員会」で審議して確定している。

なお、「主要施策の成果報告書」については、毎年 9 月の市議会定例会に決算の附属資料として提出して報告するとともに、「施策評価シート」と合わせて、市公式ホームページへの掲載等により広く市民に公表を行っている。

3 課 題

PDCA サイクルに基づく進行管理を行っているが、前年度の評価の確定が翌年 8 月になることに伴い、評価に基づく新年度の取組への反映が遅れてしまうことが課題である。

また、進行管理の対象となる主要事業の数が年々増加する傾向にあり、各課等における評価シート作成の負担が増している。

4 今後の方向性

令和 5 年度から、最上位計画で示したまちづくりの基本姿勢の一つである「市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり」として、各評価手法を見直しており、今後も市民に分かりやすい形で進捗管理を行い、結果を公表していく。

また、PDCA サイクルに基づく「チェック」及び「アクション」が適切に機能していくよう、評価手法の見直しを適宜行っていく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)	必要なし
----------------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 24 条（行政改革）
概 要	行政改革に関する計画の策定及び推進並びに市民への公表の推進

2 現状及び主な取組

行政改革に関する計画は、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」に包括するものとして位置付けており、同計画内の政策の柱 8 の施策 3 で示した「効率的で透明性の高い市政運営」の展開方向で示した「事務事業の見直し」等、行政改革を推進する施策等に基づいて取り組んでいる。

同計画の進捗状況の評価については、最上位計画と同様、市長を本部長とする「龍ヶ崎市行政経営推進本部」など、内部での 4 次評価を経て、外部組織である「龍ヶ崎市行政経営評価委員会」で審議して確定し、市公式ホームページへの掲載等により広く市民に公表を行っている。

3 課 題

限られた経営資源の中で持続可能なまちづくりを行っていくため、デジタル技術の活用など、効果的・効率的な事業運営を前提とした大胆な事務事業の見直しが必要である。

4 今後の方向性

社会経済情勢等の変化に対応するとともに、持続可能な行財政運営を行い、質の高い行政サービスを提供していくため、引き続き、不断の行政改革を推進していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）

必要なし

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 25 条（財政運営）
概 要	持続可能で健全な財政運営の推進及び市民への公表の推進

2 現状及び主な取組

「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」及び同条例施行規則に規定された「中期財政計画」を策定し、財政力の強化に取り組んでいる。

予算編成における政策的経費・投資的経費等の要求は、中期事業計画に位置付けた事業のみとしており、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」のリーディングプロジェクトに位置付けられた各プロジェクトの実現に向け、重点的かつ優先的な取組を進めるため、予算配分の重点化を図っている。

また、財政情報の積極的な公表の観点から、予算編成過程を節目で公表するなど、透明化・可視化に努めている。

〔主な取組〕

- ・ 龍ヶ崎市第3次中期財政計画（令和5年度～令和12年度）の策定
- ・ 毎年度財政収支見通しを公表（年2回）
- ・ 予算編成過程等、財政情報の公表

3 課 題

加速する人口減少や少子高齢化に伴う市税収入の減少と社会保障関係費の増加の同時進行、ニュータウン開発などにより同時期に整備した公共施設やインフラの更新への対応など、財政運営上の課題が山積している。

4 今後の方向性

人口減少・少子高齢化などの人口問題に対応するため、第2次中期財政計画を継続・発展させた「第3次中期財政計画」において定めた、財政力強化に向けた歳入確保・歳出削減の取組を推進し、収支の改善、基金への依存を抑制することにより、持続可能な財政構造を構築していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）	必要なし
------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 26 条（行政評価）
概 要	効率的かつ効果的な市政運営のための行政評価の推進及び市民への公表の推進

2 現状及び主な取組

行政評価については、第 23 条においても簡単に触れたところであるが、本市では二つに分けて実施している。

第一に、事務事業評価として、実施計画（アクションプラン）で示した主要事業について、年度当初に事業ごとの取組内容や指標を示した進行管理シートを作成し、年度終了後に、その取組実績や決算、目的に対する事業の効果、今後の方向性等をまとめ、事業ごとの評価を行っている。

第二に、施策評価として、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」で掲げた 30 の施策に対し、関連する主要事業の取組実績や指標の達成度等を踏まえて、施策ごとの評価を行っている。

いずれも年度終了後、事務事業評価については「主要施策の成果報告書」、施策評価については「施策評価シート」として取りまとめ、8月までを目途に、市長を本部長とする「龍ヶ崎市行政経営推進本部」など、内部での4次評価を経て、外部組織である「龍ヶ崎市行政経営評価委員会」で審議して評価を確定している。

なお、「主要施策の成果報告書」については、毎年9月の市議会定例会に決算の附属資料として提出して報告するとともに、「施策評価シート」と合わせて、市公式ホームページへの掲載等により広く市民に公表を行っている。

3 課 題

PDCA サイクルに基づく進行管理を行っているが、前年度の評価の確定が翌年8月になることに伴い、評価に基づく新年度の取組への反映が遅れてしまうことが課題である。

また、進行管理の対象となる主要事業の数が年々増加する傾向にあり、各課等における評価シート作成の負担が増している。

4 今後の方向性

令和5年度から、最上位計画で示したまちづくりの基本姿勢の一つである「市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり」として、各評価手法を見直しており、今後も市民に分かりやすい形で進捗管理を行い、結果を公表していく。

また、PDCA サイクルに基づく「チェック」及び「アクション」が適切に機能していくよう、評価手法の見直しを適宜行っていく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)	必要なし
----------------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 27 条（行政手続）
概 要	適切な行政手続による事務執行

2 現状及び主な取組

行政手続法の趣旨にのっとり、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導、届出等の手続に関して共通する事項を定める「龍ヶ崎市行政手続条例」を制定し、運用している。

また、各課等における手続を洗い出し、全課等において事務処理に係る標準的な基準を作成している。

3 課 題

事務処理に係る標準的な基準の作成から相当の年数が経過しており、その間発生した新たな事務に関する基準の作成や見直しが必要となった事務に関する基準の見直しが課題である。

4 今後の方向性

処分、行政指導、届出等の手続に関して、「龍ヶ崎市行政手続条例」に基づき運用していくとともに、課題である事務処理に係る標準的な基準の作成や見直しを検討していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（ 追 加 ・ 改 正 ・ 削 除 ）

必要なし

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 28 条（説明責任）
概 要	政策立案から実施、評価に至るまでの過程の市民への公表の推進

2 現状及び主な取組

「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」で示した PDCA サイクルに基づき、事業計画の作成から実施、評価に至るまで一連の流れにより進行管理を行っている。

具体的には、毎年度、各課等において、前年度に取り組んだ事業の実績や評価を踏まえ、翌年度から5年間を見据えて作成した主要事業に係る事業計画について、企画・財政担当課を中心に政策的な視点や財政的な視点で査定を行い、中期事業計画を作成する。

その後、同計画掲載事業に加え、経常事業等を含めた全ての事業について予算要求を行い、当初予算案を作成することと合わせ、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」を構成する実施計画（アクションプラン）を策定し、当初予算案に係る議会での議決を経て事業を実施する。

事業評価等については、第 26 条の行政評価に記載のとおり、内部・外部の委員会等で事務事業評価及び施策評価を行い、当該年度の取組や翌年度以降の事業計画の作成につなげている。

このような一連の過程の中で作成した実施計画（アクションプラン）や報告書等については、市公式ホームページ等を通じて広く市民に公表を行っている。

3 課 題

政策立案から実施、評価に至るまでの過程について、より多くの市民が理解し、納得できるような資料の作成・公表の方法を追求していく必要がある。

4 今後の方向性

「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」で示したまちづくりの基本姿勢の一つである「市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり」を推進していくため、それぞれの過程の中で取組の目的を明確化し、客観的に分析・検証しながら、根拠に基づいた取組を行っていくとともに、適切なタイミングで市民に情報共有を行い、説明責任を果たしていく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)	必要なし
----------------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 29 条（政策法務）
概 要	市民ニーズ、行政課題等への対応のための主体的な法令運用の推進

2 現状及び主な取組

◆職員研修の実施

茨城県の自治研修所が主催する「法務マスター研修」に毎年 2 人程度職員を派遣している。

◆弁護士による法律相談の充実

業務委託により、弁護士による法解釈その他の行政に係る法律問題の相談を実施しているほか、顧問弁護士に委託し、行政に係る訴訟、法律問題への対応を依頼している。

◆例規の整備

国の制度改正に伴う条例の改正や新規事業の実施に関連する要綱の制定など、行政課題等に対応していくため、適切な例規の整備に取り組んでいる。

[公布件数]

<令和 6 年度>

計 226 件：条例 53 件、規則 48 件、訓令 16 件、告示 109 件

<その他>

令和 5 年度計 281 件、令和 4 年度計 225 件、令和 3 年度計 212 件

3 課 題

各課において、法制執務経験のない管理職が増えてきており、課内の起案の段階で基本的なチェック機能が十分に働いていないケースが見受けられる。

また、例規整備に当たっては、法制の規則的な視点からだけでなく、政策的な視点からも検討する必要があるため、政策形成能力の習得が課題である。

4 今後の方向性

引き続き、基礎的な法務能力及び政策法務能力を有する職員の育成を行っていく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)

必要なし

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 30 条（危機管理）
概 要	危機管理体制の整備並びに地域との連携協力による「自助」「共助」の取組の推進

2 現状及び主な取組

本市では、昭和 56 年の小貝川の堤防決壊、平成 23 年の東日本大震災及び令和 5 年の牛久沼（谷田川）の越水被害を経験しており、また、近年、台風、集中豪雨などによる水害が頻発化、激甚化するとともに、令和 6 年能登半島地震をはじめとして、全国的に地震災害が多発していることなどから、市民の防災に対する危機意識が高まってきている。このようなことを踏まえ、これまで市として「公助」の強化を進めるとともに、市民が自分の命を自分で守る「自助」や地域で助け合う「共助」の重要性を訴えながら、様々な取組を展開している。

[市地域防災計画や各種防災マニュアルに基づく「公助」の強化]

職員災害時初動対応マニュアルに基づく職員訓練（災害対策本部設置、避難所設営訓練等）や地区活動拠点指定職員訓練、防災資機材の整備（水のう、止水板等）、防災備蓄倉庫の整備、避難所環境の整備（龍ヶ崎中学校体育館の柔剣道場へのエアコン整備）

[地区、地域や防災団体による「自助」、「共助」の推進]

コミュニティ協議会による合同防災訓練や安否確認訓練をはじめとした自主防災組織による防災訓練、防災士連絡会による研修・防災訓練、各種団体等に対する出前講座、地区防災計画の策定

[危機管理体制の整備及び地域との連携協力による「自助」、「共助」の取組の推進]

総合防災訓練、浸水想定区域全域を対象とした洪水からの避難訓練、各種防災をテーマとした意見交換会

3 課 題

大規模災害における初動及び長期間続く避難生活において、市民の生命及び身体を守るために一番力を発揮する「自助」、「共助」の重要性を市民や地区にいかに早く気付いてもらい、平時の備えをしてもらえかが鍵となることから、無関心層などへの意識啓発が課題である。

4 今後の方向性

「公助」として、職員による災害対応訓練や防災資機材の購入、避難所環境の整備を継続していくとともに、自主防災組織、地域コミュニティ協議会、防災士等による防災訓練や出前講座を継続し、市民の防災意識を高める。

また、市、防災関係機関、市民、自主防災関係組織、災害協定締結先による防災の取組を推進し、災害時に発揮できるよう「自助」、「共助」、「公助」の連携を強化していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）	必要なし
------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 31 条（法令遵守及び公益通報）
概 要	職員の法令遵守意識の醸成及び公益通報制度の実施

2 現状及び主な取組

◆法令遵守

- ・ 全職員に対し、年間を通じて服務規律の確保に関して通知し、法令遵守の徹底を図っている。
- ・ 新規採用職員に対するコンプライアンスやハラスメントについての研修の実施や、各課等における不祥事防止自己チェックリストの取組により意識向上を図っている。

◆公益通報・内部公益通報

- ・ 平成 18 年に職員等による公益通報に関する規則及び事務取扱要綱を制定している。
- ※ 令和 7 年 3 月時点での通報実績は 0 件

◆龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会

- ・ 令和 3 年に発生した官製談合事件を受け、再発防止検討委員会を設置し、令和 4 年 3 月に報告書が市長宛てに提出されており、報告書の内容を基に、内部公益通報制度の職員への周知や内部公益通報の相談・通報窓口としての外部相談員の設置、入札等監視委員会の設置、指名停止措置の厳罰化など、再発防止対策の取組を進めている。
- ・ 令和 4 年 3 月に「コンプライアンス推進条例」を制定し、職員等に対する研修を実施した。

3 課 題

会計年度任用職員も含め、職員一人ひとりが法令遵守の意識を高く持ち続けていくことが必要である。

4 今後の方向性

服務規律の確保や不祥事防止に向けた取組を継続して実施するとともに、適正な市政運営を妨げる違法又は不当な行為等を防止する観点から、引き続き、公益通報制度の周知を図っていく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)

必要なし

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 32 条（組織体制）
概 要	効率的かつ機能的で相互に連携が保つことができる内部組織の編成

2 現状及び主な取組

社会経済情勢の変化に対応し、市民の利便性向上や組織の活性化、業務効率化などに資するため、組織機構改革を行っている。

直近では、令和 5 年度に、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」の推進体制を構築し、スピード感をもって取り組んでいくため、まちの魅力創造課への人口問題対策室の新設や空家対策室の移管による強化のほか、現状の事務事業や職員数に見合うよう組織・機構、事務分掌の見直しを全体的に行った。

〔主な変更点〕

- ・ 全体で 1 部 3 課の減とし、7 部 37 課に整理
- ・ 副部長（スタッフ職）を廃止し、次長（ライン職）を設置
- ・ 各部等が所管する課等の数の不均衡を是正
- ・ スケールメリットを生かした機能的な組織編制
- ・ 最重点課題である少子化などの人口問題への対応や若者の活躍支援などについて推進し、結婚から定住までトータルで取り組んでいくため、人口問題対策室を設置
- ・ 学校跡地の活用など、公共施設等の再編成を推進していくため、新たに管財課を設置
- ・ 危機管理事象への対応をスムーズにするため、部外に設置してきた危機管理監及び危機管理課を総務部に位置付け

3 課 題

令和 5 年度の組織機構改革により、所管事務について大幅な見直しを行ったが、更に適正な所管を検討する必要がある。

また、国の決定に基づく新たな業務も間断なく発生しており、業務量の不均衡を解消する必要がある。

4 今後の方向性

事務分掌に係る調査や業務量に係る調査を継続して行うとともに、中長期的な視点に立ってより機能的な組織の方向性を検討していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)	必要なし
----------------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 33 条（要望等への対応）
概 要	市政に対する要望等への適切な対応

2 現状及び主な取組

市民から寄せられる各課等へのメールや窓口での要望、苦情等については、受けた職員が適切に対応するほか、内容に応じて顛末書等の記録を作成し、供覧等により内容を共有することにより、その後の対応や事業の企画立案、実施手法の見直し等を行う際の参考としている。

また、市長への手紙やパブリックコメント等意見を聴取する制度については、制度の規定等に基づき、市の考え方や回答を市公式ホームページや公共施設への掲示等により公表している。

3 課 題

寄せられる要望、苦情等については、個人的な要望や利害に関するものなど多岐にわたることから、客観的な視点で取捨選択しながら適切に取り扱っていく必要がある。

4 今後の方向性

要望、苦情等の内容に応じて、客観的な視点で適切に分類しながら、課題や問題点を整理し、市政に活用していくとともに、迅速かつ誠実に対応していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加 ・ 改正 ・ 削除）

必要なし

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 34 条（国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力）
概 要	国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力の推進

2 現状及び主な取組

- ◆一部事務組合による事務の共同処理（上下水道・ごみ処理・消防救急等）や広域連合（後期高齢者医療）など、地方自治法の広域的な連携の仕組みを活用し、事務処理の効率化・質的向上を図る取組を行っている。
- ◆牛久市及び利根町それぞれと「公の施設相互利用に関する協定」を締結し、各自治体を持つ文化、スポーツ施設などの行政財産を相互利用することができる取組を進め、住民の利便性向上、施設の利用促進を図っている。
※ 相互利用施設数（龍ヶ崎市：19 施設、牛久市：9 施設、利根町：10 施設）
- ◆こどもの休日・夜間の急な病気に対応するため、構成 6 市町村（龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・河内町・阿見町・美浦村）及び小児科医所属の 4 か所の病院（龍ヶ崎済生会病院・東京医科大学茨城医療センター・牛久愛和総合病院・つくばセントラル病院）が連携・協力を図り、休日・夜間帯の「小児救急医療輪番制」を実施している。
- ◆牛久沼の持つポテンシャルを高め、周辺地域の魅力向上、交流人口の拡充や地域経済の活性化を促進させるため、龍ヶ崎市及び牛久沼周辺市町（河内町、牛久市、取手市、つくばみらい市、つくば市）、関係団体等による広域連携組織「牛久沼活用推進協議会」を開催し、牛久沼周遊ルートの活用など、それぞれの地域や団体が持ち合わせている資源をつなぎ合わせた活性化策の検討を行っている。

3 課 題

地方分権の進展や人口減少社会への対応を図るとともに、厳しい財政状況にある中、限られた経営資源を基に持続可能な行政サービスを提供するためには、国や県、他の地方公共団体との連携による広域行政のスケールメリットを生かした取組が必要である。

4 今後の方向性

行政課題の多様化に的確に対応していく観点から、連携すべき課題やニーズに応じて、関係自治体が一体となり、市域を越えた広域的な連携の取組や分野の枠を越えた総合的な連携の取組を創出・展開していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）	必要なし
------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 35 条（国際社会における連携及び協力）
概 要	国際社会との連携及び協力の推進

2 現状及び主な取組

◆SDGs の推進

本市では、2030 年を年限とした国際目標である SDGs について、その基本理念である「誰一人取り残さない」をキーワードに、持続可能なまちづくりを進めており、最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」でも施策の一つに「SDGs の推進」を掲げて取り組んでいる。

これまで、市広報紙や市公式ホームページを通じた発信に加え、SDGs フェア等のイベントを通じて、市民が SDGs を知り、行動するきっかけとなる取組を行ってきたほか、令和 4 年には SDGs パートナーシップ制度を構築し、SDGs の理念に基づいて取り組む企業等がパートナーとなり、毎年開催している交流会や事例報告会で取組を共有するとともに、パートナー同士のマッチングを通じて、多様な連携事業が生み出されている。

◆国際交流の取組

市民主体で幅広い分野の国際交流を推進する中心となる団体となっている「龍ヶ崎市国際交流協会」の事務をサポートするとともに、多文化共生や市民の国際化に資する事業に対し交付金を交付するなど、人的・財政的な支援を通じて、市民が外国文化を知り、交流する機会の創出に取り組んでいる。

また、令和 6 年度には、外国籍市民の生活をサポートするため、「やさしい日本語」のほか本市に登録人数が多い国籍の公用語 4 言語で、分かりやすく行政手続等を伝えるオンライン冊子を作成し、市公式ホームページに掲載するとともに、アクセス性を高めるため、二次元コードを印刷したカード型の「りゅうがさきおやくだちか一ど」を作成し、様々な場を通じて配布している。

3 課 題

SDGs については、地域としてできることは限られているものの、目標年限が 2030 年と迫っており、取組を加速化させていく必要がある。

また、多文化共生について、外国籍市民は増加傾向にあり、ごみの出し方や騒音など、ルールを知らないことや文化の違いなどによる住民とのトラブルも発生している。こうしたことから、外国籍市民が円滑に地域社会に馴染み、生活していくことができるようにサポートしていく必要がある。

4 今後の方向性

持続可能な地域・社会づくりに取り組む企業等の制度への参加を積極的に呼び掛けるとともに、市民への周知・意識啓発により行動変容を促すなど、官民連携で SDGs の推進を加速させていく。

また、それぞれの国の文化や特性の把握に努めながら、多様性を認め、尊重し合い、外国籍の方も含め市民が安心して生活できる環境を整備するため、市民団体等と協力しながら、情報発信や交流機会の創出など、適切な多文化共生施策を推進していく。

5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)	必要なし
----------------------------	------

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 36 条（条例の検討及び見直し）
概 要	まちづくり基本条例の検討及び見直しの実施

2 現状及び主な取組

「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」第 36 条の規定に基づき、社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じて検討を加え、必要な見直しを行っていくため、令和元年 12 月に「龍ヶ崎市まちづくり基本条例推進方針」を策定しており、その中で、検討を加える際は、各条単位で関連する施策・事業における「現状及び主な取組」、「課題」、「今後の方向性」を整理し、条文修正の必要性について確認を行っていくこととしている。

3 課 題

前回の検討から 5 年が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症のまん延や物価高騰等、社会経済情勢の変化があったことから、今回、確認を行ったところであるが、修正の必要があると認められる条文は無かった。

今後、公布・施行から年数が経過することで、社会経済情勢等の変化により、現状との乖離が生じた場合には、早急に検討を加え、必要な対応を行っていく必要がある。

4 今後の方向性

今後も「龍ヶ崎市まちづくり基本条例推進方針」に基づき、必要に応じて検討を加えていくとともに、条文の修正が必要となった場合には、速やかに対応していく。

5 条文修正の必要性

必 要 あ り ⇒ (追 加 ・ 改 正 ・ 削 除)	必 要 な し
---	---------